

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔省令〕

○地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令（総務四九）  
○通訳案内士法施行規則の一部を改正する省令（国土交通三三）

### 〔告示〕

○公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドラインの一部を改正する件（総務一八二）  
○保安林の指定をする件（農林水産六九一～六九五）  
○保安林の指定実施要件を変更する件（同六九六～六九八）  
○既存住宅状況調査技術者講習登録規程により既存住宅状況調査技術者講習実施機関の既存住宅状況調査技術者講習委員を変更した件（国土交通五四八）  
○砂防法第二条の土地を指定する件（同五四九～五五五）  
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同五五六）  
○農薬取締法第四条第一項第六号から第九号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準の一部を改正する件（環境六二）

### 〔国会事項〕

### 〔人事異動〕

復興庁 法務省 公安調査庁 新潟県 岐阜県 山口県 香川県 鹿児島県 仙台市

### 〔皇室事項〕

### 〔官庁報告〕

### 法務

公証人任免（法務省）

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）

### 〔地方自治事項〕

### 〔公告〕

### 諸事項

### 官庁

財団、司法書士懲戒処分、司法書士法人懲戒処分、建設業の許可の取消処分関係

### 裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

### 特殊法人等

文部科学省共済組合定款の一部変更、厚生年金基金清算結了・清算人退任、企業年金基金変更関係  
会社その他

## 省令

### ○総務省令第四十九号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第四十八条の規定に基づき、地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年四月十日

総務大臣 石田 真敏

地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令

地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）の一部を次のように改正する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p><b>別表第一（第一条の二関係）</b> 「二～六 略」</p> <p>七 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病 「一～十 略」</p> <p>11 オルトトールイジンにさらされる業務に従事したため生じたぼうこうがん</p> <p>12「略」</p> <p>12「略」</p> <p>16 1 から15までに掲げるもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病 「八～十 略」</p>	<p><b>別表第一（第一条の二関係）</b> 「二～六 同上」</p> <p>七 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病 「一～十 同上」</p> <p>「新設」</p> <p>11「同上」</p> <p>11「同上」</p> <p>15 1 から14までに掲げるもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病 「八～十 同上」</p>

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

### 附則

この省令は、平成三十一年四月十日から施行する。

### ○国土交通省令第三十三号

通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）第二十条の規定に基づき、通訳案内士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年四月十日

国土交通大臣 石井 啓一

通訳案内士法施行規則の一部を改正する省令  
 通訳案内士法施行規則（昭和二十四年運輸省令第二十七号）の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p><b>第三條</b> 法第七條第三号に規定する国土交通省令で定める者は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める科目についての筆記試験を免除する。</p> <p>一 筆記試験のうち一部の科目について合格点を得た者 次回の全国通訳案内士試験の当該科目</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(登録の申請)</p> <p><b>第十六條</b> (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 法第四條各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面</p> <p>四・五 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(帳簿の記載事項)</p> <p><b>第三十四條</b> 法第四十七條の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 修了証明書の交付及び再交付に関する事項</p> <p>四 (略)</p> <p>2、4 (略)</p>	<p><b>第三條</b> 法第七條第三号に規定する国土交通省令で定める者は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める科目についての筆記試験を免除する。</p> <p>一 筆記試験のうち一部の科目について合格点を得た者 次回の通訳案内士試験の当該科目</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(登録の申請)</p> <p><b>第十六條</b> (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 履歴書</p> <p>四・五 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(帳簿の記載事項)</p> <p><b>第三十四條</b> 法第四十七條の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 通訳案内研修の証明書の交付及び再交付に関する事項</p> <p>四 (略)</p> <p>2、4 (略)</p>

附 則  
 この省令は、平成三十一年七月一日から施行する。

告

示

○総務省告示第百八十二号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百二十八条第一項に基づき協議の認可・裁定の運用基準として、公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン（平成二十七年総務省告示第百六十三号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年四月十日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p><b>第一条</b> [略]</p> <p>2 線路を設置するために使用することができる設備の設備保有者（第十四条第一項に規定する一東化設備保有者及び第十五条に規定する支線保有者を除く。以下同じ。）には電気通信事業者、電気事業者、鉄道事業者その他の公益事業者が、空中線を設置するために使用することができる設備の設備保有者には電気通信事業者及び当該設備を事業者に提供する者（電気通信事業者である者を除く。）がそれぞれ該当するものとする。</p> <p>[3・4 略]</p>	<p><b>第一条</b> [同上]</p> <p>2 線路を設置するために使用することができる設備の設備保有者（第十四条第一項に規定する一東化設備保有者及び第十五条に規定する支線保有者を除く。以下同じ。）には電気通信事業者、電気事業者、鉄道事業者その他の公益事業者が、空中線を設置するために使用することができる設備の設備保有者には電気通信事業者がそれぞれ該当するものとする。</p> <p>[3・4 同上]</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

○農林水産省告示第百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十一年四月十日

- 一 保安林の所在場所 福井県小浜市深野三〇号谷口二から六まで、七の一、七の九から七の四一まで
- 二 指定の目的 水源の涵養
- 三 指定実施要件

- (一) 立木の伐採の方法
  - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (三) 次のとおりは、省略し、その関係書類を福井県庁及び小浜市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十一年四月十日

- 一 保安林の所在場所 福井県福井市赤坂町六五字上鹿ノ瀬七の一

○農林水産省告示第百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十一年四月十日

- 二 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 三 指定実施要件

- (一) 立木の伐採の方法
  - 1 主伐は、択伐による。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (三) 次のとおりは、省略し、その関係書類を福井県庁及び福井市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十一年四月十日

- 一 保安林の所在場所 秋田県仙北市西木町上松木内字福田一三七の二、一三七の五から一三七の一〇まで、一三七の一から一三七の一八まで、一三七の二〇、一三七の二一、一三七の二四、一三七の四〇から一三七の四九まで、一三七の五五から一三七の六〇まで、一三七の六一、一三七の六四、一三七の六六、一三七の六八、一三七の七二、一三七の七四、一三七の七六、一三七の七八、一三八の五、一三八の六、一四一の一